

虐待防止の為の指針・身体拘束適正化委員会のための指針

(株) ジーティーエス

1.虐待の防止（身体拘束適正委員会含む）に関する基本的考え方

高齢者に対する虐待は、高齢者の尊厳を脅かす深刻な事態であり、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）に示すとおり、その防止に努めることは極めて重要です。

株式会社ジーティーエスでは、同法の趣旨を踏まえ、また介護保険法が掲げる「尊厳の保持と自立支援」という目的を達成する為、虐待の未然防止、早期発見・迅速かつ適切な対応等に努めるとともに、虐待が発生した場合には適正に対応し再発防止策を講じます。

その為の具体的な組織体制、取組内容等について、本指針に定めるとともに、運営規程に明示します。

なお、高齢者虐待防止法の規定に基づき、当法人では「高齢者虐待」を次のような行為として整理します。また、当法人のサービス内容及び社会的意義に鑑み、当法人職員による虐待に加えて、高齢者虐待防止法が示す養護者による虐待及びセルフ・ネグレクト等の権利擁護を要する状況、ならびに虐待に至る以前の対策が必要な状況についても、「虐待等」として本指針に基づく取り組みの対象とします。

【高齢者虐待防止法に示されるが虐待行為の類型（介護施設従事者等によるもの）】

①身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

②介護・世話の放棄・放任

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

③心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

④性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

⑤経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

2.虐待防止検討委員会その他法人内の組織に関する事項

1) 虐待防止検討委員会・身体拘束防止委員会設置

株式会社ジーティーエス各事業の人員、設備及び運営に関する基準省令に基づく虐待の防止のための対策を検討する委員会として、「ジーティーエス虐待・身体拘束防止検討委員会」（以下、委員会）を設置します。

2) 委員会の組織

委員会の構成員は、全事業の代表者が集合し管理者、責任者、職員、相談員等が代表者となります。各構成員の役割は以下のとおりとします。

構成員	氏名	役割
委員長	中山浩一	連絡調整、会の運営、虐待防止・身体拘束適正化の周知・判断、委員会の招集者
副委員長	諸星絵美	委員長の補佐（連絡の終結者） 虐待防止・身体拘束適正化に関する措置を適切に実施するための担当者
相談や受付代表者	柏崎幸子	利用者・家族等への説明、相談対応
各部門の周知確認代表者	熊澤靖士	虐待防止・身体拘束適正化の周知、進捗管理

3) 委員会の開催

委員会は、委員長の招集により、年間計画に基づき 3 カ月に 1 回以上の間隔で定期的で開催するとともに、必要に応じて臨時開催します。また、定期開催分については、身体拘束適正化委員会との共催（毎回）とし、法人内各事業所の虐待防止委員会と共に開催（年 2 回）します。

4) 委員会における検討事項（所掌事項）

委員会では、以下の項目について検討を行うとともに、必要な取り組み事項を決定します。

- (1) 虐待防止委員会その他法人内の組織に関すること。
- (2) 虐待の防止のための指針の整備、見直しに関すること。
- (3) 虐待の防止のための職員研修の内容及び企画・運営に関する事
- (4) 虐待等について、職員が相談・報告できる体制の整備に関するこ t。
- (5) 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。
- (6) 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発のかくっじつな防止策に関すること。
- (7) 再発の防止策を講じた場合には、その効果についての評価に関すること。

5) 結果の周知徹底

委員会での検討内容及び結果、決定事項等については議事録その他の資料を作成し、各部門長により回覧するなどして周知徹底を図ります。

3.虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

1) 定期開催

虐待等の防止をはかるため、介護職員その他の職員に対する職員研修を年2回（7月及び2月を目安）実施します。また、身体拘束適正化に関する職員研修と同時開催とします。

2) 新規採用時

職員の新規採用時には、新人研修カリキュラム内に定めて、虐待等の防止をはかるための研修を必ず実施します。

3) 研修内容

研修内容は、以下のものを基本とし、詳細は虐待防止検討委員会により定めます。

- (1) 虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識
- (2) 本指針及び「虐待防止対応マニュアル」の内容に基づく取り組み方法
- (3) 虐待等に関する相談・報告ならびに通報の方法
- (4) 委員会の活動内容及び委員会における決定事項

4) 研修記録

研修の実施会ごとに、研修実施記録を作成し、使用資料一式とともに、記録簿にファイルし文書保管規程に則り保管・監視します。

5) 研修内容の周知徹底

研修内容の周知徹底をはかるために、研修の開催日・時間帯等について委員会で検討し、参加率向上に努めます。また、欠席者に対しては各リーダーにより後日伝達研修を行い、その結果を研修記録に含めます。

4.虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

1) 市町村等への通報

虐待等の被害を受けたと思われる高齢者（利用者）を発見した場合は、高齢者虐待防止法の規程にしたがい、速やかに千葉県柏市の相談窓口に連絡します。

また、養護者による虐待である場合には、柏市、地域包括支援センターに連絡します。

なお、行政機関等からの調査、指導、処分等については、法令に従い適切に対応します。

【表 1 図】

【市町村等への通報窓口】

柏市市役所 高齢者支援課	(電話：04-7167-1135)
柏地域医療推進課	(電話：04-7197-1510)
柏北部地域包括支援センター	(電話：04-7140-8818)
柏北部第2地域包括支援センター	(電話：04-7154-0200)
北柏地域包括支援センター	(電話：04-7130-7800)
北柏第2地域包括支援センター	(電話：04-7179-5500)
柏西口地域包括支援センター	(電話：04-7142-8008)
柏西口第2地域包括支援センター	(電話：04-7147-8001)
柏東口地域包括支援センター	(電話：04-7168-7070)
柏東口第2地域包括支援センター	(電話：04-7192-6610)
光が丘地域包括支援センター	(電話：04-7160-0003)
柏南部地域包括支援センター	(電話：04-7160-0002)
柏南部第2地域包括支援センター	(電話：04-7170-9300)
沼南地域包括支援センター	(電話：04-7190-1900)
沼南地域包括支援センター高柳出張所	(電話：04-7199-3660)

2) 法人内での報告及び対応

虐待の被害を受けたと思われる高齢者（利用者）を発見・通報した場合を含めず、虐待が発生した場合には、速やかに委員会の構成員に報告します。その際、報告の方法・様式、及び報告に関する委員会構成員は問わず、匿名でも行えることとし、報告を受けた構成員は、インシデント報告様式を使用してその記録を作成し、委員会委員長に報告します。

報告を受けた委員長は、以下の対応もしくは対応の指示を適時適切に実施します。

- (1) 当該利用者の心身状況の確認・安全確保
- (2) 市町村等への通報の有無の確認及び必要と思われる場合の通報
- (3) 法人本部、家族等への報告（第一報）
- (4) 関係職員等への事実確認、関係職員の勤務状況等の確認
- (5) 委員会の臨時開催及び原因分析、事後対応・再発防止策の検討及び対策の決定
- (6) 事後報告及び再発防止策の周知及び実行
- (7) 関係者への報告（第二報）
- (8) 必要に応じた懲罰委員会への報告
- (9) 委員会における事後報告及び再発防止策の実行状況の確認・評価

5.虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

虐待等が発生した場合の相談・報告の体制は、本指針4.1) 及び2) に準じます。

6.成年後見制度の利用支援に関する事項

虐待等の防止の観点を含めて、成年後見制度その他権利擁護事業について、利用者や家族等へ説明を行うとともに、その求めに応じて、表 1 図の窓口を適宜紹介します。また、養護者による虐待が疑われる場合等においては、委員会が直接表 1 図へ各連絡し、対応について相談します。

7.虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

虐待等に係る苦情については、重要事項説明書に示す。当法人において包括的に湿地する苦情対応窓口において受け付けます。受付対応責任者は苦情等の内容を精査し、虐待とに関係する内容が含まれている場合には、苦情対応責任者を通じて、委員会に報告します。

8.利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

本指針は利用者、家族（身元引受人）、後見人等の関係者及び当法人職員、ならびにその他の関係者がいつでも閲覧できるよう、ホームページに掲載します。

9.その他虐待の防止の推進のために必要な事項

1) 「虐待防止対応マニュアル・身体拘束マニュアル」の活用

本指針を踏まえて改定された「虐待防止対応マニュアル・身体拘束マニュアル」に基づき、日常業務における虐待等の防止に努めます。

10.本指針の改廃

本指針の改廃の要否及び改定する場合の改定作業は、委員会により実施する。

11.附則

その指針は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。